◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第500号（H31.4.12）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。
また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝6件（4月5日～4月11日分）
(1)貸切バスの死傷事故
(2)特定バスの車内事故
(3)法人タクシーの火災事故
(4)法人タクシーの死傷事故
(5)トラックの酒気帯び衝突事故
(6)大型トラック酒気帯び事故

2.トピック
(1) 環境に優しい次世代自動車の普及を促進するため「地域交通グリーン化事業」の公募を開始します！～　認定を受けた場合には、車両導入補助が受けられます　～
(2)貸切バス事業者が適正な運賃を収受できるよう旅行業者との手数料等に係る取引対策を強化します。～安心・安全なバスツアーの実現に向けて～
(3)バスターミナル等における先進的警備システム実証実験結果とりまとめ
(4)即位日等休日法の施行に伴う大型連休（ゴールデンウィーク）期間におけるテロ対策の徹底について

◇◇◇

1.重大事故等情報＝6件（4月5日～4月11日分）
(1)貸切バスの死傷事故
4月9日（火）午後2時28分頃、京都府の市道交差点において、東京都に営業所を置く貸切バスが乗客25名を乗せ運行中、左折した際、横断歩道を左方向から横断してきた歩行者をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。
事故当時、歩行者信号及び車道信号は共に青信号であった模様。

(2)特定バスの車内事故
4月10日（水）午前8時20分頃、埼玉県の市道において、同県に営業所を置く特定

バスが乗客約40名を乗せ運行中、対向の乗用車がセンターラインを越えて当該バス側車線に進入してきたため、衝突を避けようと急制動をしたところ、衝突は免れたが乗客が転倒した。
この事故により、転倒した乗客のうち、1名が重傷、3名が軽傷を負った。

(3)法人タクシーの火災事故
4月7日（日）午前2時23分頃、東京都の区道において、都内に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、車両に異常を感じ路肩に停車したところ、エンジンルームから出火した。
この事故による負傷者はなし。

(4)法人タクシーの死傷事故
4月9日（火）午前2時51分頃、岡山県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、路上横臥者をひいた。
この事故により、路上横臥者が死亡した。

(5)トラックの酒気帯び衝突事故
4月8日（月）午前11頃、千葉県において、同県に営業所を置くトラックが運行中、前方を走行する乗用車に追突した。
この事故により、乗用車の運転者が軽傷を負った。
事故後の警察による調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで現行犯逮捕された模様。
なお、運行前点呼では、アルコールチェッカーで酒気がないことを確認しているとのこと。

(6)大型トラック酒気帯び事故
4月11日（木）午前11時25分頃、山口県の国道において、福岡県に営業所を置く大型トラックが運行中、歩道に乗り上げバーストした。
この事故による負傷者なし。
事故後の警察による調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで現行犯逮捕された模様。

上記6件の死傷者数計：死亡2名、重傷1名、軽傷4名（速報値）

◇◇◇

ます　～
（配信日：H31.4.5）

国土交通省では本日（４月１日）から４月１９日まで、電気バス、プラグインハイブリッドバス、燃料電池タクシー、超小型モビリティの導入を支援する地域交通グリーン化事業（事業1)）の公募を開始します。本公募終了後、認定を受けた場合には、車両導入に係る費用の一部について補助を受けることができます。

◆公募期間
平成３１年４月１日（月）～４月１９日（金）　〈事業計画書必着〉
※公募要領、その他詳細については自動車局のホームページをご覧下さい。
（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000003.html）

---

(2)貸切バス事業者が適正な運賃を収受できるよう旅行業者との手数料等に係る取引対策を強化します。～安心・安全なバスツアーの実現に向けて～
（配信日：H31.3.29）

国土交通省は、貸切バス事業者が旅行業者に対して、安全コストが阻害されている疑いのある手数料等の支払いにより、適正な運賃を収受できない場合について、旅行業者と貸切バス事業者との手数料等の調査体制の強化や取引の明確化により、旅行業界・バス業界における取引環境の適正化に向けた対策を強化します。

平成28年１月に発生した軽井沢スキーバス事故を受け、「総合的な対策」の一環として、旅行業界・バス業界が共同して「貸切バスツアー適正取引推進委員会」（第三者委員会）を設置し、旅行業者等と貸切バス事業者との間における手数料等の取引の適正化に向けた自主的な取組が進められています。
一方で、同バス事故からおよそ3年が経過したことを受け、同バス事故を風化させず、旅行業界・バス業界における適正な取引環境を確実に実現していくため、両業界における自主的な取組に加え、国土交通省としても実質的な下限割れ運賃の防止に向けて、以下のとおり、調査等の積極的な実施や手数料等の記載の義務化に取り組んでいきます。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000301.html

---

(3)バスターミナル等における先進的警備システム実証実験結果とりまとめ
（配信日：H31.3.29）

国土交通省では、不審人物や不審物を自動で検知できる「先進的警備システム」のバスターミナル等における導入に向けて実施した実証実験の結果をとりまとめました。今後、同システムの導入促進につなげて参ります。

国土交通省は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、バスターミナル等不特定多数が集まるソフトターゲットに対する警戒強化を目指し、不審人物や不審物を自動で検知できる「先進的警備システム」のバスターミナル等における導入に向けて実施した実証実験の結果をとりまとめました。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000375.html

---

(4)即位日等休日法の施行に伴う大型連休（ゴールデンウィーク）期間におけるテロ対策の徹底について
（配信日：H31.3.29）

国土交通省では、これまでも国民生活の「安全・安心」を確保する観点から、最重要課題の一つとしてテロ対策の強化・徹底に取り組んでいるところです。
即位日等休日法の施行に伴う大型連休期間（平成31年4月27日～5月6日）においては、大量の輸送需要が集中して発生するとともに、行事、催物等への多数の人出が予想されます。
行事、催物等多数の人が集まり、防御が比較的手薄なソフトターゲットを狙ったテロ事案が発生していることも踏まえ、自動車運送事業関係者の皆様におかれましては、特に十日間の連続した休日となる大型連休期間に、交通機関、交通関係施設及び人出が予想される施設等を中心に、改めてテロ対策の徹底を図っていただくようお願いいたします。

◇◇◇

【参考】

＊自動車局ホームページ

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html　）

・フリーダイヤル受付　0120－744－960

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　03－3580－4434（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆